

「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受け入れに係る

道の対応に関する説明会（帯広） 議事録

- 1 日時 令和2年1月16日（木） 18:30～20:50
- 2 場所 とかち館 丹頂の間
北海道帯広市西7条南6丁目2番地
- 3 説明者 北海道 経済部次長 中島 俊明
北海道経済部産業振興局 環境・エネルギー室参事 池本 浩暁
- 4 出席者 39名
- 5 報道 道新、十勝毎日新聞
- 6 議事内容

（司会）

お時間になりましたので始めさせていただきます。本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。ただいまから日本原子力研究開発機構より協議申し入れのありました、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受け入れに係る道の対応に関する説明会を開催いたします。私は司会進行を担当させていただきます北海道経済部環境・エネルギー室の佐野と申します。どうぞよろしく願いいたします。座って話させていただきます。始めにお手元の資料の確認をさせていただきます。まず次第の下の方に、配布資料を記載させていただいております。一つ目は、次第になりますけれども資料1、続きまして資料2「対応について」と書かれているものになります。次は資料3、「道民の皆様からの主な意見」になります。続いて資料4、「研究計画（案）」になります。続いて資料5、「確認会議で確認できた主な内容」、最後になりますが、少し厚い資料になりますけれども参考資料となります。不足がないかご確認をお願いいたします。不足はございませんか。資料がない場合は、途中でも係の者へお申しつけいただければと思います。

それでは、本日の説明者をご紹介します。北海道経済部次長の中島でございます。

（北海道 中島次長）

北海道経済部の中島と申します。よろしく願いいたします。

（司会）

続いて、北海道経済部環境・エネルギー室参事の池本でございます。

（北海道 池本参事）

環境・エネルギー室の池本と申します。よろしく願いいたします。

（司会）

それでは、次第により進めさせていただきます。まず中島よりご挨拶申し上げます。

（北海道 中島次長）

皆様、こんばんは。説明会の開会にあたりまして、一言ご挨拶させていただきます。昨年8月2日でございますけれども、原子力機構より三者協定の第7条の規定に基づき、道と幌延町に対し「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」につきまして、幌延深地層研究計画期間延長の協議申し入れがございました。これを受け、道と幌延町では、三者協定第14条に基

づく「確認会議」を開催いたしまして、この研究計画（案）が「三者協定」に基づく当初計画の変更の対象となること、またその内容には「三者協定」に反するものはないことを確認したところでございます。しかしながら幌延の深地層研究につきましては、道民の皆様方にさまざまな不安や懸念もでございます。このことから道といたしましては、申し入れのありました研究計画（案）の内容につきまして確認会議や、知事と原子力機構の理事長との面談などによりまして、三者協定の遵守はもとより、研究の期間と研究に対する原子力機構の意思と責任を確認したことなどから、受け入れを表明させていただいたところでございます。本日は、申し入れのありました研究計画（案）の受け入れを判断するに至りました道の考えを道民の皆様方にご説明させていただくため、説明会を開催することといたしました。道といたしましては、本日の説明会を含め、今後も様々な機会に頂戴いたします道民の皆様方からのご意見を参考にさせていただきながら、今後、毎年度開催する確認会議での確認や原子力機構への働きかけなどによりまして、道民の皆様方の不安や懸念をできる限り小さくしていけるよう取り組んでまいります考えでございます。本日は、どうぞよろしくお願いたします。

（司会）

それでは、説明に入らせていただきます。（１）申し入れからの経過について、（２）道民の皆様からの主な意見について、（３）道の対応について、こちらを池本よりご説明させていただきます。

（北海道 池本参事）

それでは、説明をさせていただきます。座ったままで、お話させていただきます。まず、（１）の経過についてご説明いたします。お手元、恐縮ですが、厚い資料なのですが、参考資料の表紙1枚めくっていただきますと、経過を示した資料がございますので、これに沿ってお話をさせていただきます。この度の「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の協議申し入れに係るこれまでの経過でございます。先ほど来、お話が出ておりますが、昨年8月2日に日本原子力研究開発機構は、北海道と幌延町に対して、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」について申し入れを行いました。8月5日になりまして、道と幌延町は、幌延町における深地層の研究に関する協定書、いわゆる三者協定と申しておりますが、この協定の第14条に基づく幌延深地層研究の確認会議を開催するという事で合意いたしました。その後、幌延町周辺の関係市町村で、道から機構の申し入れについての説明等を行っております。また9月5日になりますが、この日から研究計画（案）に関する道民の皆様方の質問、疑問等の募集を開始いたしました。これは9月5日から10月4日まで1ヶ月間実施いたしました。その後9月10日になりますが、第1回の幌延深地層研究の確認会議を開催いたしました。その後、下のカッコにありますとおり10月10日、10月23日、10月31日、11月6日と合計5回にわたって確認会議を開催いたしました。そのうち11月6日になりますが、この研究計画（案）に関しまして確認結果を要綱に基づいて、知事、それから幌延町長に報告いたしました。合わせてホームページに掲載いたしまして、皆様にお知らせするための公表を行ったところです。この公表に合わせて、道民の皆様からこの確認の結果について意見をいただくため、意見募集を開始いたしました。これは11月6日から12月5日までを期限として実施いたしました。意見募集と合わせて、道民の皆様への説明会を開催するという事で、11月19日に札幌市、翌20日に幌延町で道民の皆様への説明会、合わせて20日は幌延町で、幌延町周辺の市町村役場の皆様への説明会を開催いたしました。その後12月6日になりますが、この研究計画（案）に関しまして、協議を申し入れました原子力機構の理事長と、それから北海道知事、幌延町長が、面談を行っております。その後12月9日ですが、この研究計画（案）について幌延町長が、町議会で受け入れを表明いたしました。12月10日になりますが、この日、北海道知事が、この研究計画（案）について道議会に

において受け入れを表明しました。以上がこの研究計画（案）に関するこれまでの経過です。

続きまして（２）になりますが、道民の皆様からの主な意見についてご説明いたします。資料３をご覧くださいませでしょうか。こちらは道民の皆様から、私ども道庁に寄せられましたご意見の中から、主なご意見として整理させていただいたものです。なお全てのご意見につきまして、配布しております参考資料の中に、全ての意見を入れてございますので、ご覧になっていただきたいと思います。では資料３に基づきご説明いたします。確認会議、先ほど申しましたが５回開催いたしまして終了しました。その結果について道民意見を募集するというので、11月6日から12月5日にかけて募集をさせていただきました。合計554件の意見が寄せられております。これは先ほど申しましたが参考資料の⑤ということで、添付しておりますのでご確認ください。その中から主なものを紹介させていただきたいと思います。まず最初のクロシカクですけども、当初計画と三者協定についての意見でございます。まず最初のマルですが、三者協定での「研究期間は20年程度」とのスケジュールを守ってほしい。なし崩しがまかり通っては不安である。また次のマルですけども、研究延長は研究期間20年程度を前提として締結された三者協定、地元住民・道民との約束を反故にするものである。計画（案）の受入拒否と、研究を約束どおり、「20年程度」で終了することを強く求める。直ちに、研究計画を終了し、埋め戻すことといった意見がございました。次のシカクですけども、高レベル放射性廃棄物の持ち込みなどについてのご意見です。これは持ち込みへの心配ということで、北海道に「核のゴミ」は不要であるとか、次のマルですけども、期間を大幅に延長し、研究終了時期も示されない計画延長（案）は、経過を無視して、道民との約束である協定を事実上、反故にするものであり、なし崩し的に幌延に核廃棄物が持ち込まれるのではないかという道民の懸念をさらに強めるものである。また次のマルですけども、この研究所の存在は牛乳の今後の売り上げ、イメージダウンにつながる。延長は高レベル放射性廃棄物を持ち込むつもりなのかと疑ってしまう。近隣の農家住民は大反対であるといった意見がございました。次に道民の安心・安全に関してのご意見として、安心・安全の食料基地「北海道」を守って欲しいというようなご意見をいただいております。次のシカクですけども、地層処分の方法ですとか、放射性廃棄物の処分のあり方についてのご意見が寄せられております。最初のマルですけども、安全な処理方法が確立されていないなかで、道内で地層研究が行われるべきではないのご意見ですとか、次のマルですけども、火山列島と言われる日本には10万年間も安定した地盤の場所はどこにもない。地層処分は止めて、地上での保管を考えるべきであるといった意見がございました。次のシカクの項目ですけども、研究延長の必要性などについてです。瑞浪との関係につきまして、瑞浪の施設については研究を終了し、埋め戻しを決定しており、なぜ幌延だけが期限も明確にせず延長するのか納得できないというご意見がございました。次にサイトの位置付けに関してですけれども、道が確認した「地下研究施設で研究した技術が処分施設の地下環境で活用できる状態」はサイト・スペシフィック地下研究施設と同じで、研究施設と同じ地層である幌延深地層研究センターの近くに「処分場」建設が出来る可能性が高いことを意味する。「なし崩し的処分場」への危険が高まる。従って新たな申入れは協定に違反しているのご意見がございました。また基盤研究の終了というところで、当初計画は「基礎研究」だが、NUMOの「包括的技術報告書（レビュー版）の概要」では、「基盤研究」は終了したことを明らかにしており、幌延での研究を延長する理由はないというご意見がありました。次のページにまいります。当初計画との関係という部分です。研究計画（案）は、当初計画とは内容が変わり、新規の研究計画である。道民と専門家を加えた検討機関を設け道民目線で2年程度をかけ詳細に検討するべきであるのご意見。また幌延での延長に関して、処分の実施主体としてはさらに安全性を高めるための研究・開発の必要性はあるだろうが、原子力機構が幌延でやらなければならない必要性はないのご意見でした。また終了時期に関してですけれども、少なくとも研究終了と埋め戻しの時期が確約されない限り、研究の延長は認めるべきではない。また次のご意見ですけど、研究計画（案）は、三つの課題の範囲内といえ、いつまでも延長で

きることになり、第4期で終了する裏付けにはならず、永久に研究施設とすることが伺えるといったご意見がございました。またNUMOの資金・人材の活用に関してですが、NUMOの資金、人材を活用することは、NUMOが研究することと同じで、幌延が「処分場建設のための研究施設」に変質し、三者協定に違反するのではないかとのご意見がございました。また原子力機構への不信感という部分で、研究はおおむね順調に進んでいると報告しながら外部から言われて継続する組織は信用できない。延長を認めると次に終了期限が近づくと同じことを言ってくる恐れもある。このような組織の研究延長は絶対に認めるべきではないとのご意見がありました。次に道の対応についてです。協定への認識、これまでの道の対応に関しまして、道民の強い懸念と反対を押し切って、三者協定が結ばれたことの重みを、原子力機構も北海道庁も自覚していないのではないかとのご意見。また次に、なによりも優先されるのは、定められた期間を守ることである。研究の不充分さを補う必要があるのなら、幌延に固執せず別に考えるべき。北海道として、協定を基本に研究延長を認めず、埋め戻しをするよう判断することを期待するとの意見がございました。次に延長に関する道の対応に関してです。協定遵守を徹底するとともに、当初計画のとおり研究を終え、施設を解体し埋め戻すという約束を守るよう、北海道として毅然とした態度を明確にさせていただきたいとのご意見がありました。次に道民の意見を聞く姿勢に関してですが、道民の意見を真摯に聞き、研究延長を受け入れないでほしいですとか、知事は市民と会い、直接、話しあったり意見を聞いてほしいというご意見がありました。次に確認会議に関してです。確認会議のメンバーがどのように選出されたか疑問。研究存続に肯定的な意見を発言する有識者ばかりが名を連ねているバランスの悪い構成なのではないかとのご意見をいただきました。また、一つ飛ばして、三つ目のマルですが、確認会議は延長前提に確認したに過ぎないように思われるとの意見をいただいております。次のページにいきますが、情報公開に関してです。従来成果報告の中に、一番不安な出水、湧水に関しての報告やその処理に関わる記述が殆ど見られない。予想外の出水量や有毒物の出現について、まず北海道が主体的に公開情報を出すべきであるという意見がございました。次の項目ですが、今後の担保措置についてです。最初のマルですが、今回の計画（案）を認める場合は、「基本的な考え方」の時のように、担保措置方策等が必要になるのではないかと。三つ目のマルですが、道条例に記されている「持ち込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難いことを宣言する」とした曖昧な表現を「持ち込みは行わない、受け入れないことを宣言する」に改正すべきであるというような意見がございました。次の項目です。研究の推進についてのご意見もいただいております。二つ目のマルですが、安全性が確認されるのであれば経済効果、地域活性化、色々なことが好況に向くのであれば賛成するとの意見ですとか、五つ目のマルになりますけども、原子力発電をやめても廃棄物はある。自国で出した廃棄物を自国で処分できるよう一番現実的な方法を研究するのは当然であり必要である。よって、今回の研究延長も当然であり、より安全に処分できるよう、期間を決めず研究を続けるべきである。このような意見がございました。その他として、エネルギーの多様化、再エネの促進ですとか、原発の再稼働、脱原発。また地域振興方策に関する意見もいただいております。以上が道民の皆様からいただいた主な意見であります。

それでは、次に道の対応についてご説明をいたします。資料2をご覧くださいませでしょうか。この資料は、この度の研究計画（案）の申し入れを道として受け入れることとした考え方を整理したものです。この資料は環境・エネルギー室のホームページでもご覧いただけるように掲載しております。また本日お配りしているすべての資料も、環境・エネルギー室のホームページの方に載せてありますことを付け加えさせていただきます。それでは、ご説明をさせていただきます。資料2をご覧ください。「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」に対する対応について、まず一つ目ですが、研究計画（案）に対する道の基本認識です。わが国のエネルギー政策では、特定放射性廃棄物の最終処分は地層処分が基本であります。道といたしましては、「特定放射性廃棄物に関する条例」に掲げている通り、その処分方法の試験研究を進める必要があるものと考

えています。しかしながら一方で、幌延の深地層研究計画については、道民の皆様の間には、最終処分場になるのではないかと不安や懸念がある中、「三者協定」を担保措置として受け入れてきたものです。道といたしましては、幌延深地層研究計画は、三者協定に則って進められなければならないと考えており、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」に関する申し入れも、「三者協定」に則ったものであることが大前提であるという、道としての基本認識でございます。こういった基本認識に立ちまして、申し入れの内容を精査するために確認会議を開催いたしました。道と幌延町は、申し入れのありました研究計画（案）に関して、5回にわたり確認会議を開催し、専門有識者の方々からの助言を受けながら、道民の皆様からいただいた質問も含めまして、必要性、妥当性、三者協定との整合性という観点から精査を行いました。道民の皆様からのご意見については先ほど申しましたが9月5日から10月4日にかけて募集いたしまして、52の団体個人の方から200の意見をいただいたところです。この意見については、確認会議の中で、道民の皆様のご意見も含めて、原子力機構から回答を得てきたところです。この確認会議の中では、研究計画（案）は、三者協定に基づく計画変更の対象となること。また研究は概ね順調に進められてきたものの、一部研究に遅れがあったことなどにより成果を得るためには、継続して実施する研究があること。また令和2年度以降の研究は第3期及び第4期中長期目標期間の9年間を通じて技術基盤の整備の完了が確認されるよう進め、確認されれば研究は終了し、研究終了後は埋め戻すこと。三者協定の関係条項と整合しており原子力機構は、協定遵守の意思があること。こういったことを確認したところです。この結果、研究計画（案）には、三者協定に反するものはないということを確認いたしました。この確認をした内容については、主な内容ということで、本日資料5として配布しておりますので、参照していただければと思います。この結果を受けまして、道民の皆様のご意見を伺う、そしてそれへの対応についてです。先ほど申し上げましたが、11月6日から12月5日まで道が行いました確認会議で確認できた事項について公表し、それに関して、道民の皆様から意見をいただきました。道では、確認会議を開催するに当たりまして、先ほど申し上げましたが、道民の皆様からのご質問を募集するとともに、確認会議後の説明会やメールを通じてご意見をいただきました。これは先ほど主な意見として、554件の意見をいただいたと申し上げたものであります。主なものとしましては、研究を推進すべきというご意見があった一方で、当初計画の研究期間20年程度を無視しており認めることはできない。再延長を認めると自動延長になる可能性がある。最終的には処分場になる可能性がある。また終了期限が示されておらず、明らかにすべきである。研究は順調としながらも突然の延長であり情報提供が不十分、信用できないなどのご意見がございました。また道議会においては、道民の声をどのように受け止めたのか。当初計画通り20年で終了すべきではないか。道が研究期間を守らせる役割を果たせていないのではないかなどに関する議論がございました。道といたしましては、この度、申し入れのあった研究計画（案）については、確認会議において、期間を20年程度とした当初計画の変更とし、三者協定第7条の対象になるということは確認したところですが、道民の皆様の間には、依然として、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安の声があるところでありまして、こうした声を十分に踏まえていく必要があると考えたところです。こういった道民の皆様のご意見への対応ということで、(2)になりますが、道では、確認会議ですとか、原子力機構理事長との面談、12月6日に幌延町長とも行いました面談などですけれども、これらを通じまして原子力機構は研究計画を進めるにあたって「三者協定」を大前提と認識し、最終処分場にしないこととすとか、研究終了後、埋め戻すことを、研究計画（案）に書き加え改めて提出してきたこと。これは本日、資料4として配付しております。令和2年度以降の研究期間は9年間であること。原子力機構はその期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるようにしっかりと取り組むこと。また原子力機構は研究の実施主体として責任をもってこの計画（案）に即して研究を進めること。原子力機構は今後の工程表を整理し、毎年度の報告などの中で、研究の実施状況をわかりやすく説明すること。また原子力機構は毎年度の計画及び実績はもとより研

究に対する評価などについても、道及び幌延町への報告や地域での説明会等で伝えることなど、これらを実施もしくは明確化いたしました。これによりまして、なし崩し的に最終処分場になるのではないかとの不安や懸念が現実のものとなることは防ぐことができると考えたところであります。しかしながら、地下施設が存続する間は、こうした不安や懸念を完全に解消することは困難であります。このため研究が「三者協定」に則り計画に即して進んでいるのか、適切に確認していくことが必要であります。こういった中、幌延町の意向ですが、幌延町長は12月9日の幌延町議会定例会で研究計画（案）について、熟慮を重ねた結果、幌延町として、三者協定の遵守を前提に、受け入れるということを表明されました。道としての判断になりますが、これまでご説明いたしましたことなどを踏まえまして、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」は、三者協定に則っており、9年間の研究期間で必要な成果を得て研究を終了するものと受け止めまして、これを受け入れることといたしました。合わせて原子力機構に対して、研究の実施状況をはじめ、道民の皆様の不安や懸念の解消に向けた積極的な情報の公開と発信を求めるとともに、毎年度「三者協定」に基づく「確認会議」を開催いたしまして、専門有識者を加えまして、年度ごとの計画や実績はもとより、外部評価も含め研究が「三者協定」に則り計画に即して進められているのかを確認し、その結果を公表していくことにより、道民の皆さんの不安や懸念をできる限り小さくしていけるよう取り組むこととするということで、道としての判断を行ったところであります。以上「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」に対する道の判断に至った考え方を説明させていただきます。以上でございます。

（司会）

続きまして、（4）の質疑に入らせていただきます。これまでのご説明についてご質問あるいは、ご意見等がございましたら挙手により発言をお願いいたします。なお、なるべく多くの方からのご質問を受けたいと思いますので、まずはお一人様につき、1・2問程度に質問等をまとめていただきご発言をお願いいたします。ご質問が皆様の間で一巡しましたら、再度、ご質問をお受けいたします。ご質問、ご意見等は挙手により、司会の指名後、担当者よりマイクをお渡しますので、必ずマイクをご使用のうえ、ご発言をお願いいたします。それでは、ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。真ん中の方から。

（質問者）

まず、最初に、今年の12月10日に、知事は受入表明してしまっているわけですが、どうしてその後、こういう説明会を開くのでしょうか。本来、そういう判断をする前に説明会を開いて、それを踏まえて答えを出すのが本来のやり方ではないですかね。あと、もう一点、知事は表明したのですが、意思表示をした知事さんがどうしてこの場に来られないのでしょうか。たくさんのお客さんがいることはわかっているはずですから、それをかなり無視した形で行動をとられていると私は受けとめているものから、そういう方がこういう場に率先して足を運ばれて、道民の声を聞くのが本来のやり方ではないでしょうか。

（北海道 中島次長）

まず1点目でございますけれども、受入表明後に説明会を開くということですので、先ほどの経過のところでも説明させていただきましたけれども、私どもといたしましては、延長の申し入れがありまして、内容を精査するために確認会議を開催させていただきまして、道民の皆様方から、疑問点とか質問を募集させていただきまして、それについても全て確認会議において内容を精査させていただいたところでございます。さらに、その上で、研究計画案の必要性、妥当性、三者協定との整合性との観点で確認をした上で、その他、確認会議の結果につきまして、道内、札幌市とそれから幌延町で説明会を開催させていただきました。さらに、それに加

えまして、全道の皆様方からメール等で、確認会議の結果についてのご意見、あるいはご質問等を伺わせていただきまして、それを踏まえまして、知事といたしまして、いろいろなご意見がある中で、最終的に処分場になってしまうのではないかという懸念が大きい中で、そういった懸念が現実のものにならないような担保措置を確認できたということで、受け入れ表明に至ったものでございます。

それから2点目でございますけど、なぜ、知事は来ないのかというところでございますけれども、道といたしましては、今回の道民説明会や、ホームページなどを通じて、道の考えを広くお伝えしていこうと思っておりますし、先ほどご説明させていただきましたが、今後、毎年度、専門有識者を加えた確認会議を開催いたしまして、研究が三者協定に則って進められているか、計画に即して進められているかを確認して、その結果を公表してまいります。また、知事からも、記者会見などの様々な機会を通じまして、知事としての考えを皆様方にお伝えしてまいりたいと考えております。

(質問者)

確認とおっしゃられますけれども、実際、同意がとれてない状態で、前に進んでしまっている状況があるわけですね。ちょっと受け入れ難いです。今の流れでいくと、事後報告になっているのですね。先に決められたことを、今後のことも今おっしゃられたのですが、先にそちらで決めてしまわれているのですね。結果報告されるだけ。それおかしくないですか。道は、決めるわけですよ。道の主人公は道民ですよ。知事じゃないですよ。主人公は。憲法をご存じですよ。主体は国民ですよ。道であれば道民です。それをないがしろにした状態で、同意を完全にやられていない状態で、処理してしまっている状況がありますから、それはやっぱり受け入れ難いですね。知事さんは、絶対こういう場に来られないといけないと思います。責任がありますから。

(北海道 中島次長)

繰り返しになってしまいますけれども、受け入れを決定するプロセスにあたりまして、道民の皆様方からの声も十分に聞かせていただいた上で、そういった懸念などが多くあるということも踏まえて、懸念が現実のものにならないように、9年間の研究期間ですとか、あるいは終了後の埋め戻し、あるいは最終処分場にしないというところについて確認できた中で決定をさせていただいたというのが一つ、それから、当然、今日の説明会もそうですけれども、今後、いろいろな場面で、道民の皆様方からいただいたご意見ですとか、そういったところについても、機構に対して申し入れをするなり、しっかりと活かしてまいりたいと考えております。

(司会)

では次の方お願いいたします。

(質問者)

北海道及び鈴木知事には、今の方もおっしゃっていましたが、正式の手順を経ずに、道民と会いもせず、意思を反映させない判断をされてしまったこと。容認の態度をお示しになった時期も含めて、あまり良くないことだと思いますので、今すぐ撤回してくださいとお伝えするために、私は東北海道の開催地域が帯広しかなかったものですから、釧路からまいりました。幾つか質問と苦情を申し上げに来ましたので、まず、最初に、今、確認会議の話をしました。有識者会議とか確認会議のメンバーは、およそ深地層処分に推進寄りの方達ばかりを集めてされた、メンバーの顔ぶれを見て思います。まず、最初の質問です。これが今の前提になったので、信用できないからですけども、質問は、今回の延長を認めると、9年後に、さらなる延長案が示されるのではないかと思うわけです。三者協定の当事者として北海道が二度と期間延長はしないと

約束できるのですか。研究終了期間が明確には示されていない計画案に対して北海道が容認したという暴挙を道民に手放して飲めというのはいかがなものなのでしょうか。どうしても延長をするというなら、北海道条例の特定放射性廃棄物を受け入れ難いなどという、あいまいな語尾ではなく、受け入れないときっぱり、より固い約束の形に変えるべきではないでしょうか。二つ目の質問をします。判断に至ったプロセスが今のご説明を聞いても明らかになっていないと思います。皆さんは、確認会議が信頼における人達できちんと確認をされたとおっしゃるのですけれども、そもそも三者協定というのは、北海道も当事者なわけですけれども、第7条の変更内容があった場合には、三者で話し合っただけで決めることができるという中に、これほど大幅な研究期間の延長まで、この大切な内容を、ぶち込んでいいとは思わないと思うのですね。平成10年にされた覚書、確認書の中に20年という文言があります。これは三者協定とセットなのですから、皆さんが確認された。そして、受け入れたということはそのまま道民との約束を破って良いと、確認会議が判断したということに繋がります。こんなに易々と約束を破っていいのですか。以上、二つの私の質問です。

(北海道 中島次長)

まず一つ目のご質問で、9年後、さらに延長ということがでてきて、そうしないということが約束できるのかというところをございますけれども、今回、申し入れの中には、第3期、第4期中長期目標の期間内で研究を終了するよう進めるというところの中で、この期間が実際に9年間であるというところを、原子力機構の理事長と知事との面談の際に確認をさせていただきまして、その期間を通じて、必要な成果を得て研究を終了できるようしっかり取り組むということで、原子力機構側が表明しているのが1点、さらに、それに加えて9年間で必要な成果を得て研究を終了できるよう、私どもとしても確認会議を、今後、毎年、開催いたしまして、研究の進捗状況等について確認させていただくというところが、もう一つ。こうした中で、研究期間が9年間で終了するように考えておりますし、再びの延長が申し入れられることは考えておりません。仮に再延長の協議があったとしても、私どもとしては、現在、認める考えはございません。

(北海道 池本参事)

協定第7条に該当しないのではないかとのお話でしたが、これまで原子力機構から、道としては毎年度計画や実績の報告を受けておりまして、三者協定遵守ということで、これを確認してきました。今回の申し入れにつきましても、協定第7条の対象であるということを経済会議において確認したところでございます。

(司会)

関連でよろしいですか。それではもう一度お願いします。

(質問者)

私の申し上げ方が悪かったかもしれないですけれども、先ほどの繰り返しになっちゃうかもしれないですけど確認会議で確認されること、一番、詳しく調べなくてはいけないのは、三者協定から外れているかどうかということですが、なんでこんなに信頼性を欠くかというのは、原子力機構も幌延も北海道もこれまで19年ぐらいつと約束を守りますと、20年だとおっしゃってきたのですよ。私は政府との会合の中で去年の2月ですけれども、同じく原子力機構にお伺いしましたら、進捗状況は当初どおりで、大きなミスがなければ滞りはないと。2月までそういうふうにおっしゃっていたのです。私は、だから今のお答えを聞いても、平成10年にわざわざ皆様を集めて、20年という文言を、昨年までずっと言い続けてきたのです。およそ19年以上の、道民との長い約束を急に去年の8月になって覆したじゃありませんか。こんな大きな変更をする

ことを、急に、皆さんは約束を破ったわけです。私は、今、申し上げたいのは こんなに大きな変更をしたことを、主体者である住民の約束反故であると認めない確認会議の人たち、いかがなものかと思えますよ。要は、研究の延長を裏付けるための必要論、技術論ばかりを、北海道は今も説明していらっしやいましたけれども、長年の道民との約束をこれほど簡単に反故にすることになったことに対して、いささかも、謝罪や申し訳なさの表現もありません。まずは、道民に、知事も北海道の部署課の皆さんも、約束を守れなくてごめんなさいと謝罪するべきではありませんか。私は、確認会議の人達、どうかしていると思います。こんなに大切なこと、長年、約束してきたことを覆すわけですから、それが第7条の中に突っ込んでいいことなのだ、変更内容で話し合えるとするには、ちょっと乱暴でないでしょうか。

(北海道 中島次長)

今のお話ですけれども、私どもも同様でございまして、今回の研究計画につきましては、20年程度ということで、しかも、毎年度、研究実績の確認をしている中で順調に進捗しているというお話をいただいていたところでございます。そうした中で、去年8月に突然に、延長ということで申し出があった状況でございまして、私どもとしてはここについては、道民の皆様方の信頼を損ないかねないという点につきまして、機構理事長に会った際に、知事から、道民の信頼を損ないかねないという点については、道民の皆さんの不安や懸念とともに、強く指摘させていただいたところでございます。その上で、先ほど申し上げましたように、9年の延長そのものが、協定7条の対象になるかどうかという点につきましては、確認会議の中で、行政法のご専門の方も入っていただいた中で、研究の内容は、当初計画の内容の範囲内であって、その中で成果を得られていない研究があつて、それについては必要であり、さらに9年延長についても、当初計画の範囲内であるということで、今回の延長の申し出につきましては、第7条の対象になるということを確認させていただきました。

(質問者)

もう、二度と延長はないとこの場で言い切れるのですね。約束するのですね。

(北海道 中島次長)

先ほど申し上げましたとおり今回の延長につきましては、9年間で成果を上げて、研究を終了するものと我々は考えておりまして、さらに再び延長があるとは考えておりませんが、もし再び延長の申し入れがあつたとしても、私ども、現在、認める考えはございません。

(質問者)

お願いします。

(司会)

では次の方、お願いします。どうぞ。

(質問者)

資料2の3番、道民の声等と対応ですが、(1)の中で道民の声として、主なものとしてということで、推進すべきであると意見があつた一方ということで、反対もしくは危惧をする意見、それが多いいということもここで言っているのだと思うのですよね。そういうものもありながら、確認会議が開かれて、その確認会議の中で、延長の方向というのが出てくると、そのこと自体が道民の意見を無視しているのではないかと考えざるを得ないのですよね。確認会議のメンバーであるとか、専門有識者の助言ということですからけれども、どういう人がメンバーなのか明らかにし

ていただきたいと思います。

(北海道 池本参事)

確認会議のメンバーということですね。確認会議の専門有識者の方の選定につきましては、地質学ですとか、地盤工学、こういった研究計画案に関する分野の学会から、その分野に知見の深い専門家の紹介を受けて、人選を行いました。ちなみに分野で言いますと、地質学、地盤工学、原子力工学、それと環境工学の方々には、今申し上げましたとお関係する学会に推薦を依頼して人選を行いました。もう1人、行政法の方にも入っていただいたのですが、行政法につきましては関係する学界が道内にはございませんでしたので、道内の大学の行政法の研究者の方々に、個別にご依頼をして引き受けていただいたという経過でございます。

(司会)

では次の方、お願いします。関連して。では関連して。

(質問者)

そういう立派な方を選んだということで、今、説明がありましたけれども、しかし結論は何も立派でないじゃないですか。道民の意見を無視してやるような、そういう人方をメンバーにすること自体、おかしいのではないですか。僕は、人選をきちんとやるべきだと思います。毎年、毎年、確認会議をやると先ほど説明しましたけれども、そんな人方に毎年、毎年、確認してもらっても何の意味もない。まじめな、きちんとした、道民の意見に立った人を選んで欲しいということの一つ言っておきたいと思います。そして、知事は、さかんに道民目線だとか、道民が第一でありますと言っていますけれども、こういう中身を見れば、また今回の資料3なんかを見ても、圧倒的多数の人が反対若しくは危惧しているわけでしょう。そういうのを無視するような知事さんは、自分で言っていることとやっていることと違うと思うのですよね。

(北海道 中島次長)

確認会議のメンバーなのですが、継続延長になった後のメンバーにつきましては、これから検討していくこととなりますけれども、適切な方になっていただくということで検討してまいりたいと考えております。それと知事の、反対の意見が多い中でということでございますけれども、私ども先ほど申し上げましたように事前の確認会議に向けた質問ですとか、疑問点の募集ですとか、確認会議の結果についての説明会、あるいは道民の皆様方からのご意見といったものをみて、どちらが多いというのは一概には言えないのですが、確かにたくさんのご懸念やご不安の声があって、その中でも一番大きなご懸念、ご不安というのは、やはり研究施設がある以上、そこに放射性廃棄物が埋められるのではないかと、なし崩し的に、そこが一番大きな皆様方のご懸念、ご不安のだと私どもは受け止めまして、そこについて現実のものにならないように、先ほど申し上げましたように9年で終わるような担保とか、あるいは最終処分場にしないということを明確にさせるといったことをしてきたというところでございます。

(司会)

では次の方、お願いいたします。真ん中のコートを着ている方。

(質問者)

今のことにも関わりあるのですが、今回、原子力機構が9年間の延長ということで申し入れた計画案になりますね。これを読んでいくと、どう考えても、9年間で終わって、はい終わりですとは読み取れないのですよ。マスコミに報道した時には、必要な成果を得て研究を終了で

きるよう、願望なのですね。これはマスコミにリリースした時の資料なのですが、今日、手元にきましたこの計画、最後の方のページになります。今後の進め方というところがございまして、その一番、最後の方に、要するに新しい課題が出てきたからやるよということが書いてあるのですけれども、最後のページの部分ですね、地層処分の技術基盤の整備の完了が確認されれば、埋め戻しを行うことを具体的工程として示しますということですね、あくまでも、目途に取り組みますということも含めて、これで完了するとは言いついていないというのが一つです。これらのことを、今の話なんか確認会議でどう評価したのか、もちろん北海道知事を含めて、少なくともこの表現の仕方からすれば、成果が確認できればということなので、それからもうちょっとさかのぼってこの計画案を見てみますと、今までこれだけやってきて、これはこうなりました。これはこうなりますという評価をしている。けれども、この部分は不足だ。この部分は不足だ。これは不足だという具合になってきているのですね。これまでの話しにあったように、結局、9年間か、8年間か、10年間かわからないけれども、その頃になったら同じように、ここまでは進んだけれども、まだこれ残っている。これ、やんなきゃならない。こういう話になっていく可能性はこの文言からすれば、明らかに素人が読んでもわかる。それを確認会議の皆さんと、それからさらに北海道知事も含めて、それをどのように評価した。そして、今日の資料の中にもございましたけれども、それに対する今の答弁の中でも、私たちはこう考えるという願望でしかないのですね。断言してないのですよ。9年間で、その時が来たらどうしますかと言われてたら、その時は、現時点では、受けませんという言い方をします。9年後にはどうなるのですか。皆様方、そこに座っているかどうかはわかりません。条例かなんかで決めておけば、知事が変わったとしても、そのことは一定程度、生きるかもしれないけれども、このやり方ではどうにもならないのではないかなと思います。まずは一つ目には、この計画案に対する評価、確認会議と北海道としてどのようにしたのかということです。それからもう一つは今の確認会議のメンバーの話が出ました。有識者ということで、いろんな人の話がありましたけれども、実はこの幌延の深地層計画が進んで、三者協定を含めて進み始めて以降に地層処分について、疑義が出てきているのですね。もちろん、その前から言われてきたことです。2012年に、日本学術会議が、核のゴミの地層処分は困難だという提言を出しているのですよ。しかもこのことを求めたのは、原子力委員会なのですね。これについて検討するということがいわれて、にっちもさっちもいなくなったものだから、改めて日本学術会議に依頼をして、その提言を求めたのです。それが2012年6月に出されているのですね。そうすると確認会議やなんかは、こうしたことを含めて、地層処分が当たり前だということではなくて、そこで出てきた提言について、どう、そのことを判断したのか。評価したのか。その辺について皆様方は承知しているのかどうかを含めてお聞きしたいのですね。この学術会議の中では、科学技術は一生懸命頑張っているけれども、絶対的なものはないということをお認めているのですよ。ましてや先々のことについて、どこまで予見できるかということについては心配だということで、一定の期間、人間の目に触れるところでとりあえず保管をしておいて、その間に核廃棄物の処分の問題について考えようではないかということをおっしゃっているのですよ。いったん出てしまったら、どうにもならないということなのです。この学術会議の中では、数十年間、数百年の間、人間の管理下に置くということをおっしゃっている。そうしたことを、この間に知恵を出そうじゃないかということをおっしゃっている。そうしたことと、それがさらに総量規制のこともこの中で出ていますよね。これ以上増えるのににっちもさっちもいなくなるということも含めて、とにかく数を増やさないとすることが大事だけれども、この中にはおっしゃっているのですが、それらのことについて確認会議の専門家集団の中でどのような評価をしてきたのか。ですから私は三者協定、或いは、原子力機構が、ここに地層処分ということで研究開発を始めたかもしれないけれども、こういう状況の大きな変化があった時に、北海道としては、ちょっと待てと、この研究を続けていいのかという、まずそもそも論から含めて疑問を持つべきではなかったのか。ましてや、こういう話になったらなおのこと、こんな簡単に物事をトントントンとするような、地層処分ありきだなんていうことを

認めるべきではないし、少なくともそういうことについては、今回いただいた資料の中に全く出てこないのですよ。いかがなのでしょう。

(北海道 中島次長)

確認会議における9年間という研究期間についてですけれども、今日、お配りしました資料5をちょっとご覧いただきたいのですが、先ほど詳しくご説明いたしませんでしたが、資料5の2ページ目でございます。2ページ目の妥当性の上から二つ目のマル。研究期間についてということで、確認会議の場において確認できた事項として、令和2年度以降の研究は、第3期及び第4期中長期目標期間を通じて、技術基盤の整備の完了が確認されるよう進めること。計画案に記されている第4期中長期目標期間は、令和4年度から令和10年度であること。これが確認会議で確認できた内容でございます、9年ということでございます。今の方のお話にもありましたとおり、とはいえ計画案からは、そこまで見てとれないところがあって、そういったご懸念やご不安、質問という形のご意見もたくさんいただいたところでございまして、それを踏まえて、知事が、機構の理事長と会った際に、9年間で終われると、それ以降の再延長は考えていないですけれども、再延長については、現在、認める考えはないということ申し述べたというのが内容でございます。それから学術会議の件については、池本の方からお話させていただきます。

(北海道 池本参事)

日本学術会議の提言の件でございますが、学術会議が2013年になるのですけれども、行った提言の一つが、先ほどもありました暫定保管、一定期間地上に保管するということですが、その内容については、地上保管をいつまでも続けるべきというのではなくて、最終的な処分方法として、地層処分を前提したものであると承知しております。暫定保管が提言されました背景等の一つとして、先ほどもありましたけど将来的な科学技術の進展に期待して、様々な対処方策を検討し、選択する可能性を追求すべきという考え方だと考えておりました、この点については、否定されるものではないと考えておりますし、日本学術会議の指摘も踏まえて、国では、2015年に策定しました基本方針の中に、地層処分の実現を着実に目指しつつ、できるだけ回収可能性を確保し将来世代に選択の余地を残すことというふうに盛り込まれたと承知しております。原子力発電を利用してきました現世代の責任として、現時点で最善と考えられる地層処分を前提に、最終処分の実現を目指すべきであるというのが、国際的な共通認識でございまして、他の技術が地層処分になるとの見通しはどの国にも得られてないのではないかとこのように承知しております。日本でも、原子力を利用してきました諸外国と同様に、自国での地層処分の実現に向けて、国民理解ですとか地域の理解を得るための取り組みを着実に進めていく方針であると承知しております。

(司会)

関連でよろしいですか。それでは関連でお願いします。

(質問者)

他の方もおいでになるとは思いますけれども、科学技術の進歩に期待するというのは、原子力発電始めてから半世紀以上になるのですよね。東海で16万6000キロワットが動き始めて、トイレ無きマンションと言われても50年以上経っているのですよ。その間に、どれだけのことができたか。その間にどんどん、ゴミだけを増やしてきているのですよね。ですから、これは将来世代に、もちろん、つけまわしをしてはいけないということは、お互いそういうふうに思うけれども、だからといって、少なくとも科学技術の発展といいながらも、限界があるということをお互いに自覚しないというのが、日本学術会議が、提言の中にも書いてあるじゃありませんか。地層処分は、世界

の流れというかもしれないけども、世界で見たって、なかなかうまくいっていないですよ。ドイツだって、使えなくなった坑道の中に入れたら、水が出ないだろうと思ったら水が出るということで、その回収に四苦八苦はじめているじゃありませんか。幌延だってそうですね。水がじゃぶじゃぶ出ているじゃないですか。福島原発、今、何で困っているのですか。地上わずか10メートルか10数メートルの地下水の始末さえも、どんな状況になるかさえもわからなくて、四苦八苦しているじゃありませんか。300メートルとか500メートル近くの地下水の流れなんかどれだけつかめるのですか。そんなところに入れてしまったらどうなるかということ考えたときに、少なくとも地層処分ありきということでは駄目だということじゃないのですか。そういう判断を、本来だったら、スタートした時はさておき、こういう時点で、きちんと北海道として言うべきだと思うのですよ。それしかないのだ。それしかないのだと言って、埋めてしまっただけで済ませないよ。ガラス固化体にしたって、本当に耐えられるのですか。どれだけの実績があるのですか。そしてまた、今、日本或いはイギリスやフランスから帰ってくる核廃棄物、そうしたことを含めて、それだけのものを仮に地下に埋設するにしたって、どれ程の面積と施設が必要になってくるのですか。そういうことも含めたことを考えないと、ただ単に言われたからって、右から左にするのでは、私は駄目だと思うのですよ。少なくともこれは、原発を推進してきた大きな大きなツケですよ。私は、常日頃、言うのです。原子力発電というのは、未来世代に対する、生産無き、強制労働だと言っているのですよ。どんなに頑張ったって、その後始末をするために、これから何世代もかかって、後始末のためだけに働かなきゃならんというのが原子力を進めてきた結果なのです。知事も、皆さんもそうですけど、5年後に、責任ある立場にあるかどうかわかりません。ましてや、これから10年、20年、50年後にどんな社会が待っているかわからない。その時に、今やれることをとりあえずやっていって、そのうち誰かが考えればいいというやり方ではないですかこれは。私は、少なくとも今回の容認については認められないので、撤回すべきですし、条例についても先ほど言われたように、きちっと明言すべきだと思うのです。この場だけで言ったら、中島さんがおっしゃったように知事が言ったって、知事だって同じなのです。10年後にいるかどうかかわからないですよ。この計画案の中には、はっきりと終わりますと書いてないので、成果を得る努力をしますということ。成果が出なかったらまた同じように、これも課題として残っているこれも新たにやるということで、どんどんいろんな新しい課題を見つけて、さらに延長しますということになっていくのですよ。未来永劫、研究は続くのではないですか。なぜかといったら、後始末は、そんなに簡単に見つかるものじゃないと思っています。永遠に続くということになるのですよ。これは私の意見です。あと他の方もあると思いますからそれだけ申し上げておきたいと思っています。

(司会)

それでは、今のはご意見ということで。それでは次の方、お願いいたします。一番奥の青い方、お願いいたします。

(質問者)

まず一つは、道に対する不信感が最初からあるのですよね。今回の開発機構からきた案について、何度読んでも延長するという一言もないのだよね。令和2年度以降の計画案について、この案については、私全部読んでないのでわかんないのだけど。どういうことで移行するかということが、道の見解では、はっきりしているのですが、どうも道と開発機構との認識はずれているのだよね。なぜかという、20年程度と言ったのが、20年経っちゃったわけだから、開発機構はそのことを重視しているのかどうか。なぜかという、ここまでやってきて、これからこういうことやりたいのだと。だから、今度、3期と4期やると。北海道も正式な公的機関なのだから、国だからといって、何も付度することないのだよね。北海道の約束をちゃんと協定結んで、何事

をやるのでもタイムスケジュールというのはあるはずなのだよね。ここからここまでが何をすると、ここからここまで何をすると。そのために、いくらかかると。これ税金でやっているわけだから。だから私が聞きたいのは、まず、機構と道の認識がずれているから、これからは、そのずれをないようにちゃんとお約束して欲しいのですよね。正式にこの案について認めるかどうかかわかんないのだけど、9年間ということが、何年何月何日までやるというのをとらないと、道だって公的機関なのだから、今までいろんなところでやってきたときに、必ず、確認した日にちと最後どうするかと。高速道路造るのでも、新幹線造るのでも、ちゃんと計画を立てるでしょ。だから、そういうことをちゃんとしていけば、道民が道を信頼することになると思うのだよね。それがないものだから、行き当たりばったり、また国から言われたから認めざるを得ないようなことを言っているの。9年間でやった結果、これからは是非とも進めて欲しいのは、9年間でどれぐらい費用がかかって、埋め戻しも含めて9年だったら、そこは念書とって欲しいのだよね。埋め戻しになってお金がかかるわけだから、それを埋め戻して更地にして初めて、すべてのものが終わるわけだからというところちゃんとしないと。9年は研究だ。埋め戻しは何年かかるか知らんと、もう東京へ帰りますと言われたらたまったものじゃないのだよね。もう一つは、道も判断したということですが、延長することによっての道のメリットは何があるのかと。どうもちょっと最近、世の中、変なものだから、関電のことを思い出しちゃうのだよね。それ以上言いません。それから道の指導関係、機構と対等に、きちっと責任を持ってやって欲しいのだよね。私が今の一番わかんないのは、開発機構が、計画案について、どういう内容で、今までこうやってきたと、これから1年毎にやるようなことを言っているけども、これからこういうことやりたいのだと、だからこれまでかかるのだと。そして、私の意見としては埋め戻しも含めて9年間でやって欲しいということを要望しておきます。

(北海道 中島次長)

まずは、認識がずれているというご指摘でございまして、例えば9年というといつまでなのだというご指摘ですが、これにつきましては先ほど、同じ資料になりますけれども、資料5の確認会議の資料の2ページ目の研究期間についてと、2ページの妥当性のマルの二つ目の研究期間について、これは確認会議での確認内容でございまして、研究機構の案につきましては、先ほどの資料4でございまして、資料4の6ページですね。上から1行目に、第3期及び第4期中長期目標期間を目処に取り組みますという表現がございまして、これについては、期間がわからないと、確認会議でも話になりまして、それで先ほど、次の資料5の2ページ目の妥当性というところのその研究期間について、上から二つ目のマルでございまして、確認会議の場において、第4期中長期目標期間というのは、令和4年度から令和10年度までであると確認しておりますので、ですから9年間の終わりも令和10年度で終わりとなっております。それと資料4に戻っていただきたいのですが、資料4の6ページですけれども、3ページ目ですね。地層処分の技術基盤の整備の完了が確認できれば、埋め戻しを行うことを具体的工程として示しますという表現になっておりまして、研究が終了したところで、埋め戻しの工程を示すということでございまして、9年間の中で埋め戻しまで終了するという事ではないと理解しております。それで、9年間の研究の工程につきましては、工程表という形で、機構の方から提示していただくということで調整を進めております。それから原子力機構の研究費用ですけれども、これまでずっといくらということについては、今、データをもちあわせていないのですけれども、直近でいくと年に35億円程度の研究費を費やしていると伺っております。それから、道のメリットというご質問だったので、少なくとも私どもとしては、特定放射性廃棄物に関する条例の中で、試験研究の一層の推進が求められており、その処分方法の試験研究を進める必要があると道条例の中で定義されていますので、幌延の研究によって、特定放射性廃棄物の処分に関する研究が進むのであれば、廃棄物が既にたくさん国内にある中では、メリットといえば、メリットなのかと考

えています。

(司会)

では次の方、お願いいたします。そこの眼鏡の方、お願いします。

(質問者)

この説明会というのは判断をしてから、私たち道民に向けて説明をして、納得をしていただきたいということだと思いますが、残念ながら全く納得できるものではなくて、さらに道民の不安を増やしてしまうということしかないと思います。今からでも、本当に延長の計画の撤回をして、20年程度の約束どおり研究を終了して埋め戻すということ、まず指摘しておきたいと思います。北海道の対応であります、道は短期間の中で、確認会議ということをして5回開催し、そして、道民の皆さんは、昨年12月5日まで意見募集をしていたにもかかわらず、12月6日にはもう原子力機構の児玉理事長と会談をして容認の判断をし、10日には道がこの研究計画案の容認を表明した。非常に拙速だと思います。道民の声などを聞いた上で、道は判断すると言っていたと思います。道民の意見に対する、北海道としての考え方を、全く示されないまま、延長ありきのアリバイ的な確認会議、意見公募でしかないということで、北海道、民主的な北海道と思っておりましたが、決してそうではないということがもっと明らかになったと思います。日本国内でもう一つ、岐阜県の瑞浪市、ちょっと意見もあったと思いますが、1996年に20年程度の計画で研究を始めて、そして、2022年4月までに埋め戻しを決めて、工程表まで示されたということですが、これを道は知っていますか。この地域は、2015年6月に原子力機構の児玉理事長が、岐阜県庁を訪れた際、古田知事と面会記録があるということで、古田知事は、「計画的に終わるべきなのは終わり。埋め戻すということをして予定に沿って進めてもらいたい。」ときっぱりと知事は言ったのです。知事の姿勢は一貫していると、処分場になるのではないかと、県民の不安を払拭するため期限を守るよう繰り返し求めてきたと。これが岐阜県の担当の課長がちゃんと説明をしております。北海道の鈴木知事の姿勢とは全く応じない。そういうことです。北海道が考えなきゃいけないのは、この研究期間の期限についての具体的に2028年のいつまでなのか。何月何日まで、ここまではっきりとうたっていない。こんな具体的な期限なしの論議では、歯止めにはならないと思います。北海道が再延長の協議が、求められるとすれば、また絶対協議には入りませんか。そういうことも聞きたい。北海道が、毅然とした態度をとるべきだということだと思います。そして、先ほどお話しがあった研究終了後の埋め戻し。これについても、具体的な工程について、しっかりと、機構と協議を進めて、道民に情報開示を早く進めていただきたいということを申し上げたいと思います。今日はすごい資料をたくさんいただきましたけれども、「飲酒運転をしない！させない！許さない！」と書いてある。ここに、北海道は条例化をして、「幌延の延長計画をしない！させない！許さない！」とこれを記載してください。そのぐらいはやらないといけない。

(質問者)

ごめんなさい。今日、何時までやるのですか。

(司会)

本説明会ですが、この会場の営業時間が9時までと伺っておりまして、ギリギリまでとなると45分ぐらいが限界かなと考えております。8時45分までに終わりたいと考えています。

(北海道 中島次長)

先程からご回答させていただいている部分もありまして、新しい話としては瑞浪の件がござい

ました。もちろん、瑞浪については、注視をしております、瑞浪につきましては、地下深部の地質環境を把握するための、地層科学研究だけを行っている施設でございます、今回初期の目的は達成したということで終了すると理解をしておりますが、幌延につきましては、今、申し上げます瑞浪と同じ地層科学研究と、併せて地層処分システムの研究、設計・施工、こちらについても研究の対象としていて、そちらの方について、今回取り組むべき課題があるということで、研究期間の延長をしてきたと考えております。

(司会)

他の方、質問ございますか。真ん中の席の後ろから二人目の眼鏡の方。

(質問者)

資料2を見させていただいて、ちょっと分からないことがあるのですが、最後の5番目に道としての判断がございますが、要するに専門有識者を加えて、年度ごとの計画や実績を確認していくというのを今までやってこなかったのですか。研究が足りないとかいろいろあるのだけでも。ここが足りないとか、ずっとやっていたら、チェックしてわかると思うのだけでも、それはどうなっているかということ。それから、3番目にある道民の声等と対応で、議会と書いてあるのだけど、道議会とどのような関係で、物事が決まっていたのですかということを知りたい。行政と立法とあるけれども、行政が決めたというだけじゃなくて、我々の代表である議会との関係はどうなっているのだろうと。それをお聞きしたいと思います。それと、最後に、2番目の真ん中ぐらいですね、「三者協定と関係条項と整合しており、協定遵守の意思があること。」と書いてありますね。確認したと書いてあるのだけでも。意思があるということは気持ちがあるということなのですね。法令遵守の気持ちがある。最初、20年と決めておいて、それを守れないということが現実起こってきたときに、そういう意思があるから良いですよというのは、何を考えているのだろうと思うのですけども。気持ちがあるのだったら、20年で止めればいい話であって、次の協定に守る意思があるかどうか、どうしてわかるのですかね。

(北海道 中島次長)

まず、これから確認会議を開催するというので、これまでやってこなかったのかということでございますけれども、確認会議については、毎年度やってきたということはありません。それは、毎年度の実績報告ですとか、計画ですとか、毎年度伺っている中で、計画どおり順調に推移していることを伺った中で、そうなのかなと思いながら進めていたというのが事実で、今回、先ほど申し上げましたとおり、8月に突然に延長の申し入れがあったという中では、確かに私どもとしても、これまでの進め方として機構の説明する進捗状況などを、ある意味、鵜呑みにしていたということがございまして、そういった反省もございまして、今後、今回の研究延長にあたっては、毎年度、外部の有識者の方々の助言も含めて、進捗状況をしっかり確認するためにも、確認会議を開催していこうと考えているところでございます。それから、道議会との関係ということでございますけれども、今回8月に申し入れがあって以降、道議会にエネルギーの関係の特別委員会がございまして、そういった場で、こういう申し入れがあったとか、道として確認会議で精査していくとか、確認会議でこんなことが確認できましたということを逐次報告させていただいて、それについて、委員の方々からご質問ですとかをいただきながら、議論を深めてきたところでございます。協定遵守の意思があるということについては、確認会議もそうですけど、知事が自ら理事長と会った中で、協定遵守の意思をしっかりと確認させていただいたのと、合わせて先ほど申し上げました9年間についても確認をさせていただきましたし、先ほど申し上げましたように、今後の確認会議、研究の工程表を出してもらった上で、毎年度の確認という中で、しっかり9年間で成果がでるものと、知事が受け止めたというところでございます。

(司会)

関連でよろしいですか。はい。

(質問者)

説明したからだっていう話。これは市民に説明していますという話ですよ。議会にも説明しましたで終わるのですか。議会の決議とかは何も無いのですか。気になるのは、我々道民の代表である議会に必ず通ると思ったのですけど、議会に説明しましたとか、議論がありましただけで終わっちゃう、ちょっとおかしくないですか。行政というのは執行者ですから、議会で決まったことを粛々とやっていくのだと思うのですね。決定機関は、議会ですよ。議会に説明しましたで終わる。それは当たり前のことなのですか。

(北海道 中島次長)

道議会と道の関係でございませけれども、もちろん道議会で議決した上で、執行機関として進めていく、例えば予算などもありますけれど、道としての決定について、全て道議会に諮るという形になっておりません。知事が決定して進めていくと、当然、道議会に説明してご理解いただくように進めるのは当然ですけれども、その場で、道議会で納得がいかないということであれば、決議をしてということもあり得るのかもしれませんが、基本的に全ての道としての決定事項について、道議会に諮って、議決をとるというスタイルにはなっていないと考えております。

(質問者)

例えば、行政だっどこかと契約したりしますよね。約束が変わる話ですから。約束の違う話を今やるときに、道民の決議を得ないで、勝手に決めましたという話に近いと思うのですよね。それでは何でもできてしまうということじゃないですか。やり方がおかしいと思うのですけれども。めちゃくちゃだという感じがするのですけど。そうは思いませんか。それでは、どこまでは議会にかけるものがあるって、かけなくて良いというボーダーラインはなんなのですか。

(北海道 中島次長)

道議会の議決が必要な事項ということでございませけれども、今日は資料を持ち合わせておりませんので、今この場でお答えはできませんけれど、もちろん道として決定する中で、当然、議会は、道庁に対する監視組織ですから、当然道庁の決定がおかしいとなれば、道議会として道庁に対して、それはおかしいというということでアクションは、もちろんあると思います。そういった形で道議会の牽制を受けながら、私どもは業務を進めているということだと思いますけれども、道としての判断を全て道議会で議決するというようになっていませし、大変申し訳ございませけれども、今この場で、どれとどれとどれが道議会の議決が必要な事項なのかということについては、お答えできません。

(司会)

その他、ご質問の方、おられませんか。真ん中の。

(質問者)

この厚い資料見せていただきました。本当にいろんな方たちの意見が賛成も反対もあるなという印象です。ただ、反対する方の意見の中で、やっぱり心打たれるものは、地元で、道北の地で、酪農を営みながら、自分たちの生産したものを、多くの人に、安全に届けたいという思いで、そしてある方は、大手のお店で出していただけるようになった、そこまでやっとなったのだという思いを聞いたときに、私は胸が痛くなりました。私は原発事故が起きたあの2年後に、この会議

があったら、2年後がちょうど20年だったら、北海道に勤めておられます皆さんたちはどう判断しようとしたのか、知事はどう判断できたのか、そして私たち道民もどう判断を求めたのか、そういうことに思いをいたしております。というのは、私は福島事故があった後に、伊方原発の方に行きました。お年寄りが、こうおっしゃっていました。〇〇さんが言っていたの、本当のことになったね。ごめんね、あんたたちの言っていること馬鹿にしてごめんね。原発が一度事故起きたら、ミカンも採れないぞ、魚も捕れないぞ、住むところもなくなるぞ、お墓にも行けなくなるぞ、そういうふうにして反対した人たちがおられたそうです。でも、そういう方たちをないがしろにして、やはり交付金が必要、町が活性化するためには職員が増えた方がよい。そういう思いだけで、やはり受け入れたと。本当に申し訳なかったと涙ながらに、ずっと反対してきた方たちに謝っておられました。それを見たときに、今道北で反対をしている方たち、その方に耳を傾けて欲しいと。知事であればなおさら、その言葉に耳を傾け、そして、判断をして欲しいな。そういうふう思っております。後ろの方に、知事の言葉が、おそらく改ざんされることなく、一字一句、書き残されていると思います。知事さんが、こういうふうに何度も繰り返しております。本当に多くの方からの様々な声があります。研究期間についてですね、明確になっていないという声があります。十分な情報提供が今までなかったという声があります。不信感があります。それが何度も繰り返されております。ここでも出てきました。しかし、ここに膨大な量の質問事項を見ていると、意見を見ていると、何も研究期間のことだけでは、十分な情報提供がなかったからということだけではないのではないのでしょうか。命に直接関わりのあることについて、大切なメッセージを多くの方が載せていたのではないのでしょうか。それをこの場で、知事は、読まれていなかったとしたら、皆さんのこうやって集約して分厚い資料印刷した、その作業を、北海道の知事がないがしろにしたのではないかなと思って、この前にいる皆さんに対して本当にそれも情けないことだなと思いつつ、読ませていただきました。意見になってしまいましたが、知事は、それ以外のことは言っていないのでしょうか。もしあったら、それを教えてください。

(北海道 中島次長)

今のご意見でございますけれど、確かに様々な声があつて、研究期間ですとか、情報提供が足りないとか、そういう声が届いていたのは、もちろんでございますので、やはり知事としても、一番大きな声としては、最終処分場に最終的になってしまうのではないか、放射性廃棄物を持ち込まれてしまうのではないか、という懸念が、一番、皆様方の不安であり懸念であるともちろん理解しております。今のご指摘された259ページのあたりかと思うのですが、その1ページ前の258ページにも、面談が始まる冒頭に、「幌延の深地層研究は、道民の皆様の中に、延長を認めると、なし崩し的に処分場になる可能性がある」、まずは、なし崩し的に処分場になる可能性があるというところに触れさせていただいて、さらに、3点確認事項という中で、研究終了後は埋め戻すことや、最終処分場しないこと、三者協定の遵守といったところも確認させていただいて、理事長からも、三者協定の遵守、すなわち最終処分場しないということも含めて、三者協定の遵守というところについては、冒頭、確認させていただいております。

(司会)

関連でよろしいですか。はい。

(質問者)

その中で、先ほどのような道民の生業をしながら頑張っていらっしゃる方たちの声、具体的にお伝えするということが無かったのでしょうか。もしあったら教えてください。

(北海道 中島次長)

そういった声があるということは、もちろん知事の方には伝えておりますけども、この理事長との面談の場で、道北で酪農に取り組んでいる方々の声、そのものを引用してお話したということとは無かったということでございます。

(司会)

それでは他の方、お願いいたします。真ん中の。はい。

(質問者)

意見を言うつもりはなかったのですが、ただ聞いているうちに情けないなという気持ちになって、さっき中島さんが、毎年機構の方から、いろいろ報告を受けていたと。文章か何かはわからないですよ。うまくいっていると思ったと。だけど、年度が変わって、8月だから何ヶ月、半分もいかないうちに延長ですよ、今までの半分ぐらいの期間の延長をするということと言われたということですね。まず、怒らないと駄目なんじゃないですか。北海道として、鈴木知事として。今日、あなた方の立場は、今日受けた意見を真摯に受けとめて、鈴木知事にそれを伝えて、撤回するということをするべきだと思いますので、そのことをまず、要請をしたいなと思っています。やはり、中島さんのことも信用できないのですよね。言っていることはね、終了できるよとか。あと延長は考えていない、やはり言い切っていないのですよ。僕は、9年、10年という延長は認めてないですよ。しかし、道が認めたのであれば、先ほど埋め戻しの話もありましたけれども、埋め戻しはいつやるのか。突然やるわけではないので、埋め戻しも、どこから土をもってくるとか、いろいろ技術的なことがあるのでね。それでは、埋め戻しの計画は、いつから出すのだということを、しっかりと明記させなければ駄目なのですよ。鈴木知事が表明しても駄目なのですよ。そこをまず、はっきりさせないと、これからも再延長があるということはある得るなど、本当に不信感です。膨らみました。今日。ですので、これをやったから、もう説明が終わったということにしてもらいたくないです。ですから、はっきり言いますけれども、今日、釧路から来られた方もいますけど、少なくとも振興局単位のところ、毎年やってくださいよ。これから毎年。進捗状況も含めて。それも、鈴木知事と呼んできてください。夕張であれだけの実績を上げた方なので、本当に、直接、話を聞くようにしてくださいよ。それを改めて求めたいと思いますので、その返答も含めてお願いしたいと思います。

(北海道 中島次長)

まず、怒るべきだということにつきましては、突然の延長ということで、先ほども申し上げましたとおり、道民からの信頼を損ないかねないものであるということ、知事が、理事長に対して強く面談の時に申し上げたところでございます。それから、今後の情報提供のあり方については、より丁寧に積極的に機構としても情報提供するよう我々としても求めてまいりますし、そこについては、先ほど申し上げました確認会議を含めて、しっかり、今後の研究の進捗については、チェックしていきたいと思っております。そして情報提供についても、きめ細かくやっていきたいと思っておりますし、先ほどもおっしゃられたように、知事に対しても、今日ご意見があったことを帰って伝えます。

(質問者)

言ったことを伝えてくれますか。確認会議もちゃんとやってもらいたい。住民説明会の方も。

(北海道 中島次長)

皆様方から、今日も含めてですけれども、これまで札幌、幌延、函館、帯広でいただいた意見

についてはすべて伝えます。

(司会)

では他の方、お願いいたします。そちらの前の方、お願いします。

(質問者)

研究期間の延長につきましても、いろいろご説明いただいたのですけれども、第1の動機といえますか、それは研究が遅れているものが出てきたということが発端になっているように聞こえましたけど、実際そうだったのかもわかりません。また、それと時期を同じくして、瑞浪は既に埋め戻すという決定がなされた時点だったと思うのですけれども、そういう議論の中で、幌延を埋め戻すのはもったいないというお話があったということ、新聞に一部載っていたと思います。そういう時期と研究テーマが遅れている、実施が遅れているということと大体同じような時期にそういった話が出てきたということで、私は何となくそれに引きずられたように、印象としては持っています。そして研究が遅れたことは、どういうふうにして遅れたテーマの幕引きといえますか、遅れを取り戻して、これでいいのだという判断を誰がするのか。そういう組織、例えば、学識経験者とかいろいろな確認ですね、集まって、技術者だけでなく、いろんな方が集まって総合的な判断をして、そして、これで研究は終わりにしようという時期を、その以前になるのか、9年目になるのかわかりませんが、それはっきりさせる形で、そういう評価委員会を作るといようなことを是非やっていただきたいなと思います。それともう一つは、先ほどからずっと話が出ているので、あえて聞く必要ないということはあるんですけど、今ここでいろんなお話が出てきましたけれども、それは、是非、知事さんにも伝えていただきたいなと思っております。

(北海道 池本参事)

9年間で進めるというようなお話とそれからの評価の話だったかと思うのですけども、今回、先程来、お話をさせていただいていますけども、原子力機構は令和2年度以降、9年間を延長させて欲しいということ、今回申し出がありまして、なぜ9年間が必要なのかということ、確認会議の中で確認しました。その中で、機構が示しております三つの課題、それから八つの研究というのが示されまして、これらの研究の目的ですとか、これまでの成果、進捗状況や未達成の理由、それから延長の必要性、期間について、整理をしてもらいました。これらの中の継続的な課題への対応について、3年から5年必要でございますと、3年から5年で成果を上げるということで取り組みたいと。また、これらの成果を踏まえて、体系化をするという取り組みがございまして、これも5年程度必要ということで、大体、前半後半ではないのですけども、一部重なる部分もあるものですから、今申し上げましたような研究を続けることで9年間が必要だという説明を受けて確認をしております。詳細については非常に細かい技術的な問題が多いものですから、ざっくりした説明になってしまいますが、そのような説明でございました。また、完了について確認なのですが、技術基盤の整備の完了と機構は言っているのですが、これは、幌延のセンターの地下施設で、調査技術ですとか、モデル化ですとか解析技術が、実際の地質環境に適用してその有効性が示された状態を意味するものですということ、説明を受けておまして、この確認については、国や原子力機構の外部の評価委員会等で、外部の専門家によって行うということ、を現在想定しているということを確認会議で確認しております。

(北海道 中島次長)

最後にございました知事に伝えて欲しいというところにつきましては、知事の方に、今回でました意見については、伝えさせていただきます。

(司会)

次の方。はい。

(質問者)

資料2の1の研究計画に関する基本認識の文章の1行2行について質問します。先ほどから疑義がでていますが、地層処分が基本であると道は考えている。それから、今、自民党自公政権が進めている今後の原発の再稼働を含めて、日本のエネルギー政策として、ゼロにするのではなく、ある割合を今後も原発に依存するというエネルギー政策をあなた方は、道は、それに則っておられると理解していいわけですよね。それから、振り返ってみますと、そもそも日本の地震国、火山国、活断層の活発な国に、これだけの原発を作ることについては、現地住民含めて、長い歴史の中で、反対の声が上がった中で、あなたがたは、それぞれの自治体は、電力業界の意向に乗っかり、やめろと、これは将来とんでもないことになるという声に対して、安全だ、安心だ、事故は起こらないと。あなた方も、電力業界と同じように道民に対して説明してきたと、この1行2行推測するわけですが、それはそれで間違いありませんか。それから、今もなお、北電は、再稼働申請していますけれども、再稼働について、知事含めて道は、道民の安全安心の立場から、いかなる意見もキチンと言われてないと。言わないと、そういう状態がずっと続いていて、規制委員会の答申がでるのを待っているのだろうと推測をしますけれども、そもそも、道の基本姿勢が、この1行2行から透けていろいろ見えること、それから現実にこの間、取ってきた道の態度が、きちっと真面目に道民の私たちの命や生活や安全を、福島原発事故以来のことを考えて、真面目に考えているのだろうかと思うのですけれども。ちょっとそのことについて、簡単でもいいですからちょっとお話を聞けませんか。おかしいですよ。10何年間地層処分して、誰がどのように管理すると、道民にあなたがた説明するのですか。地層処分しかないと言うのなら。あるいは10万年間の間に、氷河期が次々と訪れてきたという事実や、これから10何年間、火山や地震や、何が起きるかということは誰にも想定できない。日本学術会議、地質学会もそうっておられるわけだから。そんな中で、なお、今も、地層処分を基本とするということを、私たちに対してこうやって説明するあなたがたの思考が私にはわからない。10万年後、道庁はどうなっているのですか。誰が管理しているのですか。あまり長くなくて良いですから、聞かせてください。

(北海道 中島次長)

まず、資料2に書かれている基本認識のところですが、わが国のエネルギー政策では、特定放射性廃棄物の最終処分は地層処分が基本であるということについて、当然これから、いろんな知見が出てきたり、様々な議論があるのは承知しておりますけれども、現在、国としても、地層処分を基本として様々な取り組みですとか、研究を進めているということ、私どもとしては理解しており、国がそうしている中で、私どもは、道の条例の中では、その処分方法の試験研究を進める必要があると理解をしているというところでございます。それで、原発についてのお話でしたが、私どもといたしましては、泊の発電所につきましては、規制委員会における審査の最中ということでございまして、予断をもって申し上げることはできないという立場でございます。それに加えて、エネルギー全体につきましては、エネルギーというのは、暮らしでありますとか、経済の基本的な部分でございますので、安全性ですとか、安定供給、経済効率性、環境への適合、そういったものを基本的視点として、様々な変化に柔軟に対応できるような多様な構成とすることが重要と考えてございまして、道としましては、省エネ新エネ条例というものがございまして、それに基づいて、地域のポテンシャルを最大限に活かす新エネの導入といったものに取り組んでいるところでございます。

(司会)

他にご質問のある方は、すいません。まだ初めての方がいらっしゃいますので、初めての方を優先して、お願いいたします。

(質問者)

私は、さよなら原発！新得会という会で活動しております。泊原発を廃炉にしたい、するということで活動しております。貴重な質疑応答の中に、先ほどから知事に対するご意見を伝えますとっておられます。伝えて欲しいです。それで冒頭で、司会者の方が、この会議の内容をボイスレコーダーで録音しますという言葉がありました。それで、この意見も入っていると思うのですが、これすべて改ざんしないで知事に聞かせてください。それを約束してください。あなたがたが都合の悪い答弁をすてるとは私は思いませんけれども、しかし、今、国の改ざん、書き換え、これぐらい、我々、道民国民に不信をかけていることはないので、それを含めて、きちんと知事に聞かせてください。たぶん、知事だって、今まで、市長をやっていて、いきなり知事になったのですから、こういう原発のことについて、私は詳しいとは思いません。あなたがたが、原子力機構の方々のレクチャーが、彼の一つの知識の受け入れだと思えます。レクチャーする方というのは、我々のような意見は言わないですよ。たぶん。そういうことで、必ずそのボイスレコーダーを鈴木知事にお聞かせください。そのことを約束していただきたいと思えます。よろしくお願いします。

(北海道 中島次長)

もちろん、ボイスレコーダーで、そのまま聞いてもらうのが一番良いのですが、そうすると例えば札幌では、4時間以上かかったり、ここも今3時間以上かかって、なかなか忙しい知事にすべてを聞かせるのは難しいかなと思えますけど、いずれにしても、今、申し上げたとおりいただきました意見については録音しているので、テープ起こしといたしますか、文字にして、知事の方に、間違いなくお伝えいたします。

(司会)

すいません。お時間がそろそろというところなので、この辺で最後の質問とさせて、なのでお一人の方だけと思えますが、当たってない方が手を挙げられていますので、すいません、お願いします。

(質問者)

確認なのですが、先ほどの方が9年程度、成果が確認できれば終了するというところで、道が地層処分を受け入れてきたということであれば、少なくとも、令和10年度の末をもって終了するというを確認できるかどうかだと思うのだけれど、当然、前提として埋め戻しの工程表とあわせる。それに基づいて確認会議の中で進捗状況の確認をしていくことが必要だと思うのですよ。そのことを曖昧にしていれば、結局、新たな課題がでてきたということをもって同じようなことが、毎年確認会議をやっても、同じようなことが続けられるのではないかと思いますね。それについて、きちんと埋め戻しの工程を、今から求めていくことを考えているのかどうかをお聞きしたいと思います。

(北海道 中島次長)

先ほどの資料の4でございますけれども、6ページで、機構から出されている研究計画案の中でも、確認できれば、埋め戻しを行うことを具体的な工程として示すと書いてあるところでございますけれども、もちろん、毎年度、毎年度、確認会議を含めて進捗状況を確認していく中で、終わ

ったら埋め戻しに移行するわけですから、埋め戻しの工程についても早い段階から示すように、求めてまいりたいと思っております。

(司会)

関連でよろしいですか。はい。

(質問者)

当然、求めていくこととなれば、はっきりと令和10年度末以降については、一切、認めないと言う立場に立っているということで、確認させていただきたい。

(北海道 中島次長)

先ほど申し上げましたとおり、9年間で必要な成果を得て終了するよう原子力機構として努めようとしていますし、我々としては、それ以上の延長は考えておりません。無いと思っておりますし、仮にあったとしても、現時点では、認める考えはないというところでございます。

(質問者)

現時点ではなくて、それを抜きに認めないということをはっきり確認したかった。

(北海道 中島次長)

基本的には認めないという考えであります。

(質問者)

基本的にというのは、駄目だ。認めないということをはっきりと言えば良いのですよ。成果が出て出なくても、この時点で、北海道としては、もうそれ以上の延長は認めませんと言い切ってくださいよ。そうしないと、繰り返し、繰り返し、新たなことが出てきますよ。はっきり、成果が出る、出ないに関係なく、9年間なら、9年間で研究は途中でも、終わっていただきます。そういう前提で埋め戻しの工程表を出していただくようにいたします。帯広の会場では、あなた方そう言いましたということは、残しておいて。

(北海道 中島次長)

繰り返しになりますけれども、我々としては、9年間で必要な成果を得て研究を終了するものと考えております。そして、再び、延長があるとは考えておりませんし、仮に再延長の協議があったとしても、現時点で、受け入れる考えはないという考え方でございます。

(質問者)

だから、伝えてって。

(北海道 中島次長)

今いただいたご意見については、持ち帰って知事に伝えます。

(質問者)

毅然とした態度をとって、知事にそういうことを伝えてください。

(司会)

すいませんそろそろお時間となりますので。先ほど会場の方に確認したら営業時間は9時まで

ということでしたので、9時には撤収できるようにしたいと思いますので、大変申しわけございませんけれども、これをもって質疑の時間を終了させていただきたいと思います。以上をもちまして、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）」の受け入れに係る道の対応に関する説明会を終了させていただきます。本日はお忙しい中、本説明会にご参加いただきまして誠にありがとうございます。コートですとか、携帯電話など、忘れ物がないようお気をつけてお帰りいただければと思います。本日はどうもありがとうございました。